

物品分類基準表

分類		分類基準
固定資産物品		機械器具等の物品のうち、1件あたりの取得価格が10万円以上のもので、かつ耐用年数が1年以上のものとする。
一般物品	備品	固定資産物品を除き、1件あたりの取得価格が3万円以上のもので、かつ耐用年数が1年以上のものとする。
	消耗品	上記各欄に掲げる物品の分類に属さないもの。

注) 車両に係る経費及び工事等に付随する物品を除く